

日本プライマリ・ケア連合学会 福岡県支部規約

2018 年 1 月 31 日 制定

2022 年 1 月 29 日 改訂

第一章 総 則

〔 名 称 〕

第 1 条 本支部は日本プライマリ・ケア連合学会 福岡県支部と称する。

〔 事務局 〕

第 2 条 支部長が定めるところに事務局を置く。

〔 目 的 〕

第 3 条 本支部は福岡県におけるプライマリ・ケアに関する学術の進歩と知識向上に努め、福岡県内でプライマリ・ケアに従事している医療者間の情報共有の機会を提供することによって、医療・保健・福祉の質的向上に寄与することを目的とする。

〔 事 業 〕

第 4 条 本支部は第 3 条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術集会・講演会等の開催
- (2) 会員相互の連絡・情報共有
- (3) 日本プライマリ・ケア連合学会並びに関係諸団体との協力と連携
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第二章 会 員

〔 会 員 〕

第 5 条 福岡県内に在住または在職し、医療・保健・福祉に携わり、以下の(i)もしくは(ii)の場合を満たした場合に本会の会員として入会することができる。

- (i) すでに日本プライマリ・ケア連合学会の会員であるもの（会費は不要）。
- (ii) 日本プライマリ・ケア連合学会の会員ではないが、所定の手続きを行い、支部会事務局に申し込み、支部長と副支部長が承認したもの。

第 6 条 本会に賛助会員を置くことができる。賛助会員に関する細則は別に定める。

〔 会員資格喪失 〕

第 7 条 会員は、次の場合に世話人会の議決により、その資格を喪失する。

- (1) 退会届が支部会事務局に提出されたとき
- (2) 会費の滞納が 2 年以上にわたるとき
- (3) 本会の名誉を著しく毀損したとき

(4) 死亡したとき

第三章 役員

〔 役員 〕

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 支部長 兼 世話人代表 1 名
- (2) 副支部長 兼 世話人副代表 5 名以内
- (3) 世話人 原則 1 2 名（福岡・北九州・筑豊・筑後から各 3 名ずつ選出）
- (4) 監 事 2 名

〔 支部長・副支部長・監事の選出並びに業務 〕

第9条

- 1. 支部長を世話人会で選出し、総会の承認を得る。副支部長および監事は支部長が指名する。
- 2. 支部長は本会を代表し、会務を総括する。支部長は日本プライマリ・ケア連合学会会員であることを要件とする。
- 3. 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故ある時はその職務を代理する。
- 4. 支部長は、監事を 2 名委嘱する。任期は支部長の任期に準ずる。
- 5. 監事は支部会の業務全般及び会計を監査する。
- 6. 支部長は、第 2 条の目的を達成するため委員会を設置できる。
- 7. 各委員会の委員長は、世話人のなかから委嘱する。任期は支部長の任期に準ずる。

〔 世話人会の選出並びに業務 〕

第10条

- 1. 世話人会は支部長・副支部長および世話人より構成される。
- 2. 世話人は会員より自薦・他薦により選出し、改選前の世話人会で議決し、総会の承認を得る。
- 3. 世話人は世話人会を構成し、第 2 条の目的を達成するため、本会の事業を企画、検討し、これを決定する。
- 4. 各委員会長の委嘱を受けた世話人は、各委員を会員の中から委嘱する。

〔 役員の任期 〕

第11条 役員の任期は 2 年で再任は 2 期までを原則とする

〔 顧問 〕

第12条 本会に顧問を置くことができる。顧問は支部長が委嘱する。

第四章 会 議

〔 会 議 〕

第13条

- 1.総会は会員をもって構成し、支部長が議長をつとめる。
- 2.総会は支部長が召集し、年1回以上開催する。
- 3.総会は正会員の委任状も含めて4分の1以上の出席をもって成立する。
- 4.総会の議決は、委任状と出席者の過半数で決定する。賛否同数の場合は支部長がこれを決定する。
- 5.世話人会は支部長もしくは副支部長が召集し、年1回以上開催するものとする。世話人の過半数の出席をもって成立する。
- 6.世話人会の議決は、出席世話人の過半数で決定し、賛否同数の場合は支部長がこれを決定する。
- 7.支部長は、世話人会の議決または承認事項を総会で報告し、総会の承認を得る。

〔 学術集会 〕

第14条

- 1.支部長は毎年1回以上学術集会（講演会）を開催する。
- 2.学術集会は、選出された世話人がこの運営にあたる。

第五章 会 計

〔 会 計 〕

- 第15条 本支部の経費は、会費および寄付金等をもって支弁する。
- 第16条 第2章第5条(ii)に該当する会員は会費を納入するものとする。
- 第17条 本支部の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第18条 支部長は、本会の予算および決算につき監事の監査を経て、世話人会で議決し、総会の承認を得なければならない。

第六章 規 約 の 変 更 な ど

〔 規約変更 〕

- 第19条 本規約の変更は、世話人会において議決し、総会において承認する。

附 則

- 第1条 本規約は平成30年4月1日から実施する。
- 第2条 会費は一人あたり年額2,000円とする。

第3条 学生会員は会費を免除する。

第4条 学術集会および研究会等の開催については、別会計とする。

賛 助 会 員 細 則

細 則

第1条 日本プライマリ・ケア連合学会福岡県支部規約 第二章第6条に基づき、本会には賛助会を置く。

第2条 賛助会員は、本会の目的および事業に賛同し、本会への援助を希望する法人または個人で、年額1口10,000円の賛助会費を納入する者とする。

第3条 賛助会員の加入および退会は、支部長および副支部長の承認を得るものとする。

第4条 賛助会員は、会務の運営に関与することはできない。

第5条 本細則の改正には世話人会の承認を要する。